

収入が減少する場合の減免要件の見方

主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて3割以上減少（①）することが見込まれる世帯。
ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下（②）、かつ、減少することが見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下（③）であること。

【例1】

	令和3年收入（所得）額	令和4年收入額
主たる 生計 維持者	事業収入 3,000,000円 (営業所得 2,000,000円)	事業収入 2,400,000円
	不動産収入 4,000,000円 (不動産所得 3,000,000円)	不動産収入 2,000,000円
	年金収入 1,000,000円 (雑所得 300,000円)	年金収入 1,000,000円
	計 (所得 5,300,000円)	

○主たる生計維持者の不動産収入額が4,000,000円から2,000,000円で5割減少。⇒①に該当（事業収入も減少しているが3,000,000円から2,400,000円の減少で3割以上とならないため含まない。）

○主たる生計維持者の令和3年の所得合計が5,300,000円で1,000万円以下。⇒②に該当

○不動産所得以外の令和3年所得（営業所得と雑所得）の合計額が2,300,000円で400万円以下。⇒③に該当

この場合、①②③全ての基準を満たすため、減免の対象となります。

減免額について 年間保険税300,000円の場合

A : 300,000円（当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額）

B : 3,000,000円（世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額。今回は不動産収入のため、不動産所得3,000,000円。事業収入も減少しているが3,000,000円から2,400,000円の減少で3割以上とならないため含まない。）

C : 5,300,000円（世帯全員の令和3年所得の合計額）

所得の合計額に応じた減免割合（d）

d : 10分の6（世帯の主たる生計維持者の令和3年所得合計額5,300,000円により）

減免額 ※100円未満切り上げ

(A) (B) (C) (d)

$$300,000円 \times (3,000,000円 / 5,300,000円) \times 6/10 = \underline{101,900円}$$

年間保険税300,000円 - 101,900円（減免額） = 198,100円（減免後保険税）

主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて3割以上減少（①）することが見込まれる世帯。

ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下（②）、かつ、減少することが見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下（③）であること。

【例2】

	令和3年收入（所得）額	令和4年收入額
主たる生計維持	給与収入 1,700,000円 (給与所得 1,020,000円)	給与収入 850,000円
	年金収入 1,000,000円 (雑所得 300,000円)	年金収入 1,000,000円
	計 (所得 1,320,000円)	
妻	給与収入 900,000円 (給与所得 250,000円)	給与収入 900,000円
	計 (所得 250,000円)	

○主たる生計維持者の給与収入額が1,700,000円から850,000円で5割減少。⇒①に該当

○主たる生計維持者の令和3年の所得合計が1,320,000円で1,000万円以下。⇒②に該当

○給与所得以外の令和3年所得（雑所得）の合計額が300,000円で400万円以下。⇒③に該当
この場合、①②③全ての基準を満たすため、減免の対象となります。

減免額について 年間保険税200,000円の場合

A：200,000円（当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額）

B：1,020,000円（世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる給与収入に係る前年の所得額。）

C：1,570,000円（世帯全員の令和3年所得の合計額）

所得の合計額に応じた減免割合（d）

d：10分の10（世帯の主たる生計維持者の令和3年所得合計額1,320,000円により）

減免額 ※100円未満切り上げ

(A) (B) (C) (d)

200,000円 × (1,020,000円 / 1,570,000円) × 10/10 = 130,000円

年間保険税200,000円 - 130,000円（減免額） = 70,000円（減免後保険税）

主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて3割以上減少（①）することが見込まれる世帯。

ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下（②）、かつ、減少することが見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下（③）であること。

【例3】申請時に主たる生計維持者が息子である申し出があった場合

	令和3年收入（所得）額	令和4年收入額
世帯主	給与収入 1,200,000円 (給与所得 550,000円)	給与収入 1,200,000円
	年金収入 1,000,000円 (雑所得 300,000円)	年金収入 1,000,000円
	計 (所得 850,000円)	
息子	事業収入 5,000,000円 (営業所得 2,000,000円)	事業収入 1,000,000円
	計 (所得 2,000,000円)	

世帯全員の収入・所得から、申し出通り、息子が主たる生計維持者と考える

○息子の事業収入額が5,000,000円から1,000,000円で8割減少。⇒①に該当

○息子の令和3年の所得合計が2,000,000円で1,000万円以下。⇒②に該当

○息子の営業所得以外の令和3年所得の合計額が0円で400万円以下。⇒③に該当
この場合、①②③全ての基準を満たすため、減免の対象となります。

減免額について 年間保険税250,000円の場合

A: 250,000円（当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額）

B: 2,000,000円（世帯の主たる生計維持者（息子）の減少が見込まれる事業収入等に
係る前年の所得額。）

C: 2,850,000円（世帯全員の令和3年所得の合計額）

所得の合計額に応じた減免割合（d）

d: 10分の10（世帯の主たる生計維持者（息子）の令和3年所得合計額2,000,000円により）

減免額 ※100円未満切り上げ

(A) (B) (C) (d)

250,000円 × (2,000,000円 / 2,850,000円) × 10/10 = 175,500円

年間保険税250,000円 - 175,500円（減免額） = **74,500円（減免後保険税）**